

分担金・拠出金の名称		拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	23,100千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		任意拠出金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 ・1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立。第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援。1989年に国際移住機関(IOM)となる。2016年に国連の機関となった。世界的な人の移動(移住)を専門に扱う唯一の国連機関となる。 ・「正規のルートを通して、人としての権利と尊厳を保証する形で行われる人の移動は、移民と社会の双方に利益をもたらす」という基本理念に基づき活動を実施。 ・今日、有史以来最も多い10億人(世界の7人に1人)が移民と推計されている中、避難民支援、出入国・国境管理の強化、海外在住専門家の帰国支援等を行っている。本件拠出は「人身取引被害者の帰国支援事業」の実施のためのもの。 (2) 拠出に当たった成果目標 IOM駐日事務所及び各国現地事務所と連携し、日本国内で保護された外国人人身取引被害者を母国に安全に帰還させるとともに、再度被害に遭わないように母国での自立支援(医療、教育、職業支援)を行うことを目標とする。			
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当 該 機 関 等 の 活 動 ・ 組 織 に つ い て	1 当該機関等の 専門分野における 活動の成果・影 響力	・欧州移民・難民問題、インド洋漂流者問題(いわゆる“ロヒンジャ問題”)に代表される世界各地で発生する移民問題に際し、国際社会に支援の必要性を訴えつつ、脆弱な環境下の移民に対し機動的かつ迅速な支援を行う移民支援分野で主導的役割を果たす国際機関。2016年9月の国連総会において移民対応に係る国連関係機関となることへの承認を得るなど、世界の移民・難民問題における貢献が極めて大きい。人身取引の防止、被害者支援に関する専門性の高い国際機関。 ・3年ごとに見直しが行われる「IOM戦略」に基づき、2016年は自発的な移住の支援が98,403人、移民の乗り継ぎ支援163,495人、再定住支援204,900人、移民の人材育成71,325人、人身取引の被害者支援が8,646人を対象に行われた。2015年に、IOMの活動原則及び目標として策定された「移住ガバナンス・フレームワーク(MiGOF)」が、IOM加盟国(166か国)の移住及び移民に関する政策立案の指針としても活用されている。「バリ・プロセス」(密入国・人身取引及び国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議フォローアップ・プロセス)、「コロンボ・プロセス」(アジア地域における海外雇用と契約労働者の管理に関する地域協議プロセス)など、移住に関する地域の14の協議プロセスに関わり、政府間協議の準備や運営、ウェブサイトの運営等のロジスティックスを担当している。 ・安倍内閣総理大臣が出席した、2016年の「難民及び移民に関する国連サミット」(難民移民等の「大規模な人の移動」を包括的に扱う初のサミット)で採択された「難民及び移民のためのニューヨーク宣言」に基づき、2018年の採択を目指す「移民グローバル・コンパクト」策定プロセスの議論において、様々な資料や分析・統計などを提供している。取組の成果については、年次報告書の形で加盟国に配布するほか、本部や各地域・国事務所のホームページやSNS、出版物(2016年には1,420件)等で広く一般に向け発信しアピールしている。IOM事務局長訪日の際には、メディアとのインタビューを設定し、IOM事業の啓発活動・広報に努めている。 ・また、我が国支援を受けた案件の成果を積極的に発信(物資・機材へのロゴステッカーの貼付、建造物への紹介用看板の設置、事業開始時のセレモニーの実施、事業関連配布資料へのロゴの掲載、事業実施国での報道の促進等)し、ビジビリティの確保に貢献した。 ・本件拠出の目的である「人身取引被害者の帰国支援事業」は、持続可能な開発目標(SDGs)ターゲット5. 2(女性・女児に対する人身取引等の暴力の排除)、8. 7(人身取引や強制労働の撲滅)、16. 2(児童に対する人身取引の撲滅)の達成及び2014年12月に関係閣僚間で合意された「人身取引対策行動計画2014」実施のための取組である。具体的には、IOM駐日事務所及び各国現地事務所が、我が国人身取引関係省庁及びNGOと連携し、経済的な理由等から帰国することが出来ない日本国内で保護された外国人人身取引被害者を母国に安全に帰還させるとともに、再度被害に遭わないよう、母国での支援を希望する被害者に対し自立支援(医療、教育、職業支援)を行うもの。 ・本事業を開始した2005年5月から2017年3月末までに、計307名の外国人被害者に対し帰国支援を、計159名に対し帰国後の社会復帰支援を提供している。これら支援を受けた被害者のうち再度日本で人身取引被害に遭ったものはいないことから、我が国の犯罪防止・治安の確保に貢献した。 ・人身取引の分野では、2012年4月、フェドートフUNODC(国連薬物・犯罪事務所)事務局長とスウィング事務局長との間で、人身取引・密入国問題に一層密接に取り組むためのMOUを作成しており、両機関の情報共有の強化及び共同プロジェクトの拡大を実現している。また、IOMが事務局を務めるバリ・プロセス(密入国・人身取引及び国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議フォローアップ・プロセス)の閣僚級会議に、日本からは毎回政務レベルが出席し、議論に積極的に参加。本件プロジェクトにおける質の高い支援を維持していくよう要請したのに対し、IOMは本件プロジェクトにおいて帰国を希望した被害者全員に対し安全な母国への帰国を実現しており、その結果再度日本で人身取引被害に遭ったものはいない。			

	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・会計報告については、IOMの会計規則に則り、毎年外部監査(2015年インド政府会計検査局、2016年はガーナ政府会計検査局等)が行われている。外部監査は、本部の会計報告の監査のみならず、各国のIOM事務所に対しても行われる。外部監査報告の概要は、本部の会計報告書内に掲載され、加盟国に対し公開されている。2008年の年次総会において、IOMの会計手法を国際公会計基準(IPSAS)に沿ったものにするため会計規則の改定が行われた。 ・内部監査は、加盟国に承認された計画に基づき、IOMの各事務所で定期的に行われている。加盟国への財務状況の説明は、総会、プログラムと財政に係る常設委員会等を通じて行われる。各事業に関する会計報告書は、各拠出国に事業終了後に提出している。 ・本件人身取引対策プロジェクトの予算状況についても、毎年の事業報告書とともに、会計報告書を遅滞なく受領していることに加え、事業実施期間中も頻繁にその執行状況についても報告を受けている。 ・IOM加盟国数が1996年から現在までの間に166か国に増加し、IOMの活動が著しく拡大する中、IOMはジュネーブ本部機能の一部を(コストがより安い)パナマやフィリピンに移転する等の機構改革を行うことにより、経費削減に最大の努力を行ってきた。2009年から大規模な組織改革に取り組んでおり、2010年から2011年に新たな組織体制に移行した。具体的には、2011年7月、地域事務所数の大幅削減(計18か所→計8か所)等により、事業管理費は極めて低いレベル(同年の全支出の7%)に抑制された。 ・事業計画書及び報告書の承認プロセスを改定し、国事務所及び地域事務所でのレビュー及び承認がより多く行われるようになったことにより、事業実施現場に近いところで事業管理プロセス全体を効率的に把握することが可能となった。
II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・我が国はIOMを通じ毎年積極的に人身取引対策に関する支援を実施しており(エボラ出血熱関連支援の対象であるアフリカ地域向け、IS等イスラム過激派の勢力拡大による被害の大きい中東地域等向けなど)、日本の重要外交課題である人間の安全保障の現場での実践に大きく貢献している。主要ドナーである我が国が拠出を減額した場合、人間の安全保障の国際的な浸透に著しい支障を来し、我が国の重要外交課題の達成が困難になりかねない。 ・2014年12月に関係閣僚間で制定された「人身取引対策行動計画2014」には、ODAを通じた人身取引対策支援を推進していくことが規定されており、その実現に当たりIOMとの協力を促進することが規定されている。また、2014年11月の第17回日・ASEAN首脳会議のマージンで採択された「テロ及び国境を越える犯罪と闘う協力のための日・ASEAN共同宣言」においても、人身取引は8つの優先協力分野の1つとして掲げられている。日本で発見される外国人人身取引被害者であって、これまでに本事業の支援を受けた者の大半がASEANの出身であることを踏まえれば、本事業の減額等による縮小は、日本のASEAN外交を遂行する上で大きな障害となる。 ・人身取引対策事業においては、人身取引に関する知識・経験を有し、世界中に存在するIOM事務所のリソースやコネクションを最大限に活用し、我が国のみでは実施困難な国・地域での帰国の受入れ・社会復帰支援を迅速に行っている。 ・我が国の拠出金の活用に関する意見(有効的な活用、定量的な数値を含む支援実績の報告、我が国支援のビジビリティの確保等)について、IOMからの要人訪日、IOM駐日事務所等との意見交換などの機会に伝え、これは適切に反映されてきている。人身取引対策事業の実施にあたっては、緊密に意見交換を行っており、日本の意図は十分に反映されている。スウィング現事務局長は、2008年の就任以来毎年訪日(計11回)、政務及び外務省幹部と政策協議等を重ね、緊密な関係を構築・維持。 ・我が国は、IOM総会(年1回)に出席し、我が国の政策を発信し、決定承認プロセスへ参加する等、我が国のプレゼンスを積極的に確保しているほか、プログラム・財政常設委員会(年2回)においても我が国の意見を反映させている。 ・人身取引事業については、前述のとおり、帰国支援を受けた外国人被害者のうち、再度日本で人身取引被害に遭ったものはいないことから、我が国の犯罪防止・治安の確保に貢献するものである。またIOMはあらゆるNGOとも密接な関係を築いており、情報網が広いことから、被害者の早期発見にも寄与している。また、我が国の支援による案件実施に際しての日本企業の技術の活用について要人往来の際等に働きかけ、国境管理案件におけるNECの認証システムの採用が実現している。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・IOMにおいては、日本人職員(専門職員以上)が23人おり(全職員数に占める日本人職員の割合は1.8%)、そのうちIOMにおける意思決定に関与する幹部クラス(Dレベル以上)は1人いる(全体の幹部職員に占める割合は2.4%)。前年同期比では、日本人職員(専門職員以上)は20人から23人に推移しており、日本人職員の幹部職員数は前年(1名)維持。スウィング現事務局長(2008-)が日本人職員の増強に非常に力を入れており、事務局長就任以降成果が着実に上がっている(2008年時点における日本人職員数(専門職員以上)は13名)。 ・IOMは上述のとおり、2016年国連機関となり、国連機関としての日本人職員を含めた職員の雇用が開始されたばかりであるが、今後更に日本人職員が増加することが期待される。現在は、日本人職員がアジア太平洋地域担当事務局長上級顧問(D1)を務めるほか、本部事業緊急対応部や中東やアフリカの事務所にも日本人職員がおり、日本が支援を実施している地域や分野に日本人職員が配置されている。 ・意思決定機関は、総会並びにプログラム及び財政に関する常設委員会であり、我が国は加盟国としてどちらにも参加し、我が国の意向を反映させている。 ・IOMは、採用ミッションを日本に派遣し(2013年11月)、応募者に対する面接等を実施し、面接合格者は、IOMのロスター(人材プール)に登録された。2016年9月に国連関係機関になって以降は、IOMは、国連の人事採用ミッションにも参加するようになり、同年には、国連事務局と外務省国際機関人事センター主催による国連機関合同就職説明会にIOMの本部採用担当者が参加。日本人職員増強の観点からの効果が期待される。 ・スウィング事務局長訪日時の高レベル表敬及び局幹部との意見交換、ジュネーブにおけるIOM要人と我が方政府代表部との意見交換、駐日事務所との意見交換等の機会を捉えて、積極的に働きかけを行っており、これが日本人職員の雇用、昇進、配置換え等を通じた我が国にとって重要な分野における有能な日本人職員の活用につながっている。

5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	以下のとおり、PDCAサイクルが確保されている。 PLAN: 我が国の人身取引対策(「人身取引対策行動計画2014」)に照らしつつ、予算要求。 DO: 予算を拠出し、事業の実施状況をモニタリング(IOM駐日事務所を通じた月1回の定期報告)を実施。 CHECK: 年次報告書を踏まえ、事業の実施状況につき評価を行う。 ACT: 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部とIOM本部の間での意見交換やIOM側幹部訪日等を通じて、問題点の指摘やより効率的な案件選定に向けた検討を行う。 ・上記の“ACT”に加え、IOM加盟国として、毎年11月頃(定期的)に開催される総会等の機会を通じて、より効率的な案件選定、事業の実施等の要望を表明し、次会計年度の予算案に反映されるよう働きかけている。
担当課室名	国際安全・治安対策協力室